

北海道建設業審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

(1) 北海道建設業審議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の30分前から会場受付で氏名、住所を記入し、会長の許可を得た上で、その指示に従い入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

なお、原則として定員は10名とします。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。

(2) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、会長が認めた場合はこの限りではありません。

(3) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

(4) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。